

2023年のスチュワードシップ活動に対する自己評価の結果について

当社は、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。この度、同活動をさらに高めていくため、2023年（1月～12月）における当社のスチュワードシップ活動について自己評価を実施しましたので、その結果について以下のとおり公表します。なお、本自己評価は、2020年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードの指針7-4が求める自己評価に対応したものです。

1. 自己評価の方法

当社のスチュワードシップ活動に係る最高意思決定機関である責任投資委員会*の委員等を対象にアンケートを実施し、その結果に基づいて議論を行いました。利益相反管理に係る事項を中心に、同委員会に対する監視機能を担う責任投資諮問会議**のメンバーもアンケート及び議論に加わっています。アンケートの概要については、本資料末尾をご参照ください。

* 運用・調査関係者7名により構成。

** 利益相反管理統括責任者1名、独立社外取締役2名及び社外有識者1名により構成。

2. 自己評価の結果(全体)

スチュワードシップ活動の自己評価に係るアンケートを行った結果、当社におけるスチュワードシップ活動は適切だったとの回答は9割超を占めました（詳細は「3.自己評価の結果(各原則)」をご参照ください）。アンケートの結果とアンケートで寄せられたコメントに基づき、責任投資委員会において議論を行った結果、前回強化ポイントとして見出した以下3点への対応を含め、概ね適切なスチュワードシップ活動を行うことができたと評価しております。

- 前年に引き続き、責任投資委員会の多様性を高めるための方策を検討すること。
- 新しいESG*課題の深耕やプロセスの精緻化等によりエンゲージメントをさらに高度化するとともに、情報開示を充実させること。
- 国内外のトレンドを踏まえた、フォワードルッキングな議決権行使基準の改定に努めること。

* 「ESG」とは、Environment（環境）、Social（社会）及び（Corporate）Governance（企業統治）の総称です。当社は、ESG課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視しています。

2022年のスチュワードシップ活動において特に優れた取り組みとして以下が挙げられます。

- 責任投資委員会の多様性向上、資料・運営の充実
- フォワードルッキングな運用における責任投資の基本方針及び議決権行使基準の改定
- ティンドを反映したエンゲージメントの重点テーマの見直し
- 国際的なイニシアティブに則った協働エンゲージメントの進捗
- 情報開示の充実

一方、当社のスチュワードシップ活動の実効性をさらに高めていくための 2023 年の強化ポイントとして、以下を見出すことができました。

- エンゲージメント及び投資判断の相乗効果を高めるため、担当者間における双方向の情報共有とコミュニケーションを強化すること
- スチュワードシップ活動を組織として向上させるため、責任投資委員会が定める方針等について担当者の体系的な理解度を高めること
- エンゲージメントの効果測定の手法を改良することで、責任投資委員会が定める方針とエンゲージメント活動の成果の関係性を定量的に理解し、プロセスの改善につなげること

なお、責任投資諮問会議の設置から 7 年強が経過したことを考慮し、同会議について体制の再点検を行います。

3. 自己評価の結果(各原則)

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応する当社の活動に係る自己評価の結果は、下表のとおりです。

原則	自己評価の結果
原則 1 方針の策定と公表	当社では、責任投資委員会がスチュワードシップ活動全般に関する方針の策定の策定を担っています。2023 年には ESG 課題への取組みや資本コスト・株価を意識した経営が求められるトレンドを踏まえてエンゲージメントの重点テーマ及び運用における責任投資の基本方針を改定しました。また、2 名の委員を追加選任し、ジェンダー及びスキルの多様性を向上しています。様々な議題について実効的かつ効率的な議論ができたことと評価しています。
原則 2 利益相反の管理	当社では、責任投資諮問会議が責任投資委員会に対する監視機能を担っています。2023 年は、前年に引き続き利益相反のおそれがある株主総会議案について、事務局がその旨を明らかにした上で責任投資委員会にて議論を行い、賛否を決定しました。また、経営陣も利益相反の管理及び当社のガバナンス強化に十分にコミットしていくことを確認しました。当社において、スチュワードシップ活動を推進する際に生じる利益相反を管理するための体制を整備し、適切に管理することができたと評価しています。
原則 3 投資先企業の 状況の把握	当社では、企業のトップマネジメントや IR 担当者等との豊富な面談の機会を通じて、企業調査を行うアナリスト、運用者及び ESG を中心に調査を行う ESG スペシャリストが投資先企業と対話を行っています。2023 年は、エンゲージメント推進室を中心にアナリストと ESG スペシャリストの間の連携強化を進め、情報共有に努めました。これにより、投資先企業の状況について ESG 等の非財務情報を含め適切に把握したうえで、スチュワードシップ活動に取り組むことができたことと評価しています。
原則 4 エンゲージメント	当社では責任投資委員会が策定した重点テーマに沿って、対象企業に対してエンゲージメントを行い、継続的な働きかけを行っています。エンゲージメントの実施

原則	自己評価の結果
(投資先企業との建設的な「目的を持った対話」)	<p>状況については、責任投資委員会に定期的に報告を行うほか、関係部署間で連携し、投資先企業の評価に係る情報共有を行っています。2023 は、エンゲージメント推進室を中心に運用調査部門における連携強化に取り組みました。また、国際的なイニシアティブに則った協働エンゲージメントにも積極的に取り組みました。適切なエンゲージメントを行うことができたと評価しています。</p> <p>一方、以下 2 点が今後の強化ポイントであると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エンゲージメント及び投資判断の相乗効果を高めるため、アナリスト及び ESG スペシャリストと運用担当者間の双方向の情報共有とコミュニケーションを強化すること。 ・ スチュワードシップ活動を組織として向上させるため、責任投資委員会が定める方針等を担当者が体系的に理解できるようにすること。
原則 5 議決権行使	<p>当社では、責任投資委員会において議決権行使基準を策定するほか、定性判断が必要な個別性の高い議案について、株主価値の視点から賛否の判断を決定しています。個別性の高い議案については投資先企業とのミーティングを積極的に行い、詳細な事実認識に努めています。2023 年は責任投資委員会及び責任投資諮問会議における徹底的な議論を経て、11 月に議決権行使基準を改定しました。体系的かつ実質的な議論を行うことができ、議決権行使基準の改定及び個別議案の判断ともに適切に行うことができたと評価しています。</p>
原則 6 顧客・受益者への報告	<p>当社では、ウェブサイトにおいて議決権行使基準及び個別議案の議決権行使結果を開示しており、1 年間のスチュワードシップ活動全般をまとめた「責任投資レポート」を 2018 年版から公表*しています。議決権行使結果については、投資先の日本企業における株主総会の全議案に対する賛否及び賛否の理由を一覧表にして開示しており、当社が特に説明を要すると思われる議案については理由を詳細に説明しています。また、グループ関係会社の議案については他の会社とは別の項目を設け、特に詳細に説明しています。2023 年はエンゲージメント事例のウェブサイトにおける開示も充実化しました。分かり易い内容とするよう努め、充実した情報開示・報告を行うことができたと評価しています。</p>
原則 7 スチュワードシップ活動のための実力	<p>当社では、スチュワードシップ活動を実効的に行うため、責任投資委員会及び運用調査部門を中心とする体制を整備しています。2023 年は、前年に改定した責任投資の基本方針等を運用調査部門に浸透させるため、社内勉強会を開催するなどの取組みを実施しました。当社において、実力を高めるために適切な取組みを行うことができたと評価しています。</p> <p>一方、エンゲージメントの効果測定の手法を改良することで、責任投資委員会が定める方針とエンゲージメント活動の成果の関係性を定量的に理解し、プロセスの改善につなげることが今後の強化ポイントであると認識しています。</p>

* 当社ウェブサイトに公表しています。

<http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/library/ri-report.html>

4. 今後の対応

本自己評価を通じて挙げられた強化ポイントについては、今後、責任投資委員会で議論を深め、スチュワードシップ活動をさらに高めていくよう取り組んでゆきます。

以上

【（ご参考）アンケートの概要】

対象者	設問の内容に応じ、以下が回答しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任投資委員会委員 7 名 ・ 責任投資委員会事務局 6 名 ・ 責任投資諮問会議メンバー 4 名
実施時期	・ 2023 年 12 月
対象期間	・ 2023 年 1 月～12 月
回答方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記名式 ・ 選択式（4 択） ・ コメントを自由記載
設問	合計 14 問：日本版スチュワードシップ・コードの各原則に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 1（方針の策定と公表）： 2 問 ・ 原則 2（利益相反の管理）： 3 問 ・ 原則 3（投資先企業の状況の把握）： 1 問 ・ 原則 4（エンゲージメント）： 3 問 ・ 原則 5（議決権行使）： 3 問 ・ 原則 6（顧客・受益者への報告）： 1 問 ・ 原則 7（スチュワードシップ活動のための実力）： 1 問